

京都大学立看板規程第3条の運用についての質問

【ご質問】（投稿日：2020年3月19日）

現在、京都大学の全学公認団体以外の学生団体が立看板を10月15日から11月祭終了日までの間設置する場合、京都大学立看板規程第3条に基づいた手続きをとることとなっておりますが、11月祭に関係すると思われる立看板に撤去通告書が貼られていた事例がありました。

このことについて、学生間では11月祭事務局や北部祭典・教育学部祭に企画を提出している団体でないと「11月祭に係る」立看板として設置できないのではないかと噂されています。

また、フリーマーケットに出店することを告知すると思われる立看板に撤去通告書が貼られていた事例がありました。

そこで以下の内容を質問または要望致します。

1 「11月祭に係る」、又「新入生の勧誘を目的とする」の意味を明確にしてください。
また、個別具体的に判断するため一概には答えかねる場合、事前に教育推進・学生支援部厚生課に相談できるかお答えください。

2 「11月祭に係る」の意味が11月祭事務局や北部祭典・教育学部祭に企画を提出していることである場合、フリーマーケットは明らかに11月祭事務局本部企画であるが、11月祭当日まで事務局に出店を申し出ることができず、出店団体は規定に則した立看板を設置したくても設置できない状況が発生したと思われまます。

この状況を来年以降改善することを要望します。

以上、よろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2020年4月15日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

1 「11月祭に係る」及び「新入生の勧誘を目的とする」の意味については、一概にはお答えできません。事前に教育推進・学生支援部厚生課にご相談いただいても結構です。

2 11月祭のフリーマーケットに係る立看板については、フリーマーケットという本部企画そのものを宣伝する内容であれば認められますが、個別のフリーマーケット企画について

は、当日の申請手続き後でなければ設置することは認められません。なお、以上の回答は、従来の11月祭におけるフリーマーケット企画の申請手続きを前提としています。